

◎地方公共団体の財政の健全化に関する法律に係る健全化判断比率の報告について (報告第4号)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率の指標について、監査委員の意見を付して議会に報告するもの。

平成28年度の状況は、「実質公債費比率」が13.4%、「将来負担比率」が136.5%で、「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は、赤字ではなかったため数値なしとなり、4指標全てで

報告事項

◎介護保険特別会計補正予算(第1号) (議案第59号)

歳入歳出予算にそれぞれ3千789万円を追加し、総額を9億3千521万3千円とした。

平成28年度の介護保険給付費等の確定に伴う精算返還金や積立金等を計上。

◎一般会計補正予算(第3号) (議案第60号)

歳入歳出予算にそれぞれ1億6千760万5千円を追加し、総額を7億5千360万5千円とした。

内容は、債務負担行為の設定と屈斜路源泉送湯ポンプ復旧費1億65万円などを計上。

人事案件

◎固定資産評価審査委員会委員の選任について (議案第57号)

9月30日で任期満了となる固定資産評価審査委員会委員に渡辺隆幸氏を再任することに同意。任期は3年。



●発行/北海道弟子屈町議会
●編集/弟子屈町議会広報編集特別委員会

委員長 三上 務
副委員長 武山 秀樹
委員 徳永 則行 岩崎 義人

☎482-2695
メール gikai@town.teshikaga.hokkaido.jp

第85号 町議会だより

第3回定例会

9月7日招集の第3回定例会は、8日までの2日間の会期で行われた。町からの提出議案として、規約の変更ほか単行議案4件、平成29年度各会計補正予算3件、人事案件1件、報告2件を審議し、それぞれ承認、可決した。

また、議会から提出された意見書案2件を可決し、平成28年度各会計決算認定7件を決算審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とした。

一般質問については、3人から8問が行われ、町への提案を含む活発な議論が行われた。

審議のあらまし

規約の変更

◎北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について (議案第53号)

◎北海道市町村総合事務組合規約の変更について (議案第54号)

◎北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について (議案第55号)

北海道町村議会議員公務災害補償等組合ほか2組合に加入していた「西胆振消防組合」に共同処理する事務を新たに追加したことに伴い、「西胆振行政事務組合」へ名称が変更され、さらに「江差町ほか2町学校給食組合」の構成町村の内、厚沢部町の脱退に伴い「江差町・上ノ国町学校給食組合」へ名称が変更され、規約の変更が生じたことによる

条例一部改正

◎弟子屈町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (議案第56号)

介護保険法施行規則の一部改正により町条例の改正を行ったもの。

補正予算

平成29年度一般会計・介護保険特別会計の補正予算が提案され、即時、予算特別委員会へ付託。委員会での審査の結果、原案可決すべきものと決定され、本会議に報告の後、可決された。また、屈斜路源泉送湯ポンプ取替工事及び大家畜特別支援資金利子補給に係る議案第60号、平成29年度一般会計補正予算が追加提案され本会議での審査の結果、原案可決された。

※補正予算の額は11ページの表のとおり。

◎一般会計補正予算(第2号) (議案第58号)

歳入歳出予算にそれぞれ2億3千596万1千円を追加し、総額を7億5千192万9千円とした。

主なものでは、企業誘致事業の地熱発電関連事業2億4千174万5千円、釧網線存続対策事業78万6千円、社会老人福祉センターのストロブ更新費95万円、阿寒摩周国立公園名称変更事業追加分143万円などを計上。

平成29年度弟子屈町各会計補正予算

区分 会計名	補正前	補正額	補正後
一般会計	73億1,596万8,000円	2億3,763万7,000円	75億5,360万5,000円
介護保険特別会計	8億9,732万3,000円	3,789万円	9億3,521万3,000円
合計	82億1,329万1,000円	2億7,552万7,000円	84億8,881万8,000円

各研修会に参加

■平成29年度北海道町村議員研修会
北海道町村議会議員研修会が7月4日、札幌市で開催されました。

研修会には、道内各事務局長職員の合わせて1800人が参加。当町からも13人が参加しました。本研修会にあわせ3日には「明治十勝工場」を視察。4日の午前中には「北海道議会」を視察し、予算特別委員会を傍聴しました。

■平成29年度議会広報研修会

議会広報研修会が8月22日、ホテルポールスター札幌で開催されました。

研修会には、108の町村から町村議会議員・議会事務局職員合わせて540人が参加。当町からも、広報委員4人が参加しました。研修会では、広報アナリストの吉村潔氏による「議会がもっと身近になる広報紙づくりへ」と題した講演が行われました。また、10町村が発行した議会広報の内容についてのクイズも行われ、今後の議会広報発行に活かせる有意義な研修会となりました。

意見書

◎林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について(意見書案第1号)

【趣旨】

北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

このような中、北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

また、国では市町村主体の新たな森林整備を進める財源として「森林環境税(仮称)」の創設に向けた検討を進めている。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、「森林環境税(仮称)」を早期に創設すること。税制度の創設にあたっては、都道府県の積極的な関わりのもと、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすること。
- 2 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

【提出先】

- 衆議院議長 参議院議長
- 内閣総理大臣 財務大臣
- 総務大臣 文部科学大臣
- 農林水産大臣 経済産業大臣
- 国土交通大臣
- 環境大臣 復興大臣

◎全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書について(意見書案第2号)

【趣旨】

アイヌの人たちは、特に明治以降政府が進めた政策によって、アイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなどアイヌの社会や文化が大きな打撃を受け、差別と困窮を余儀なくされてきたという歴史がある。

平成20年の衆参両院における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の全会一致での可決を受け、政府は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、有識者の意見を踏まえ、それまでのアイヌ政策をさらに推進しさまざまな施策に取り組んできたところである。

アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資する

ものであり、この観点からもさらに施策を具現化する必要がある。

こうしたことから、これまでの歴史的経緯や、今後アイヌ政策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ政策を本道のほか全国を対象に推進していく根拠となる法律の検討を進め、早期に制定するよう強く要望する。

- 【提出先】
- 衆議院議長 参議院議長
 - 内閣総理大臣 財務大臣
 - 法務大臣 外務大臣
 - 文部科学大臣 厚生労働大臣
 - 農林水産大臣
 - 経済産業大臣 国土交通大臣

平成29年度各会計補正予算総括質疑

一般会計

摩周湖の看板表記について

問 「阿寒摩周国立公園」に名称変更になったのに摩周湖展望台の名称看板の表記が「阿寒国立公園摩周湖」となったままである。早急に「阿寒摩周国立公園」に変更すべきだが。

答 管理者が北海道なので弟子屈町として看板の名称変更を強く要請しているが少し時間を要する。

ごみの分別の徹底について

問 ゴミ出しの分別がなされていない所があるが対策は取っているのか。

答 アパートなど入居者には役場窓口で手続き時「たつじん君」を配布してゴミ出しの分別に協力してもらう様に指導している。更に、守

られていない地区には分別の徹底となるよう、調査、指導、周知を図っていく。

公園の利用について

問 湯の島公園にバスケットゴールが設置されていて少年たちが利用していると考えるが、コート周辺の飲料水のペットボトルやゴミが散乱している。なんらかの指導は出来ないのか。

答 児童生徒たちには学校管理職に伝えて指導をしよう。

新消防庁舎について

問 新消防庁舎は、2階が避難施設にもなっており、高齢者や障害者が利用するのにエレベーターが無いのは大変だがどの様に考えているのか。

答 今後その必要性がでてきたときに検討したい。当面、万が一のときには、利用者互助や署員の対応での運用を考えている。

阿寒摩周国立公園の名称変更について

問 阿寒摩周国立公園名称変更に伴う観光PRをどう行っていくのか。

答 滞在型メニューの考案や国外向けPRも官民で強力で押し進めたい。また、民間主導の観光事業への支援の継続と町をあげての観光振興方策を検討していく。

介護保険特別会計

介護予防事業について

問 介護予防事業の、特に百歳体操に要する用具等給付はできないか。

答 当面は町で用意したものを使っていたら、効果が実感できた方には一部負担をいただきながら、また、負担が困難な方にはご相談に応じる姿勢で今後も行っていききたい。



名称変更を契機にさらなる観光振興を



一般質問



小川 義雄 議員
一般質問

問 運転免許証返納等に対する支援について
答 公共交通の見直しに着手していく

問 高齢者による交通事故件数は全体の13・8%を占めている。「運転が怖くて自信がない」「車の運転でヒヤリとした」「家族から運転を止められた」方など、本町の運転免許証の自主返納者数を伺う。

答 町長答弁
運転免許証の自主返納者数は、26年度～29年7月末現在で25人の状況は29年6月末現在で121名、26%を占めている。
本年度から公共交通の見直しに着手しており、町民に対する調査も計画している。運転免許証の自主返納者や更新で取消された方を含め、町全体でしっかりと支援ができるように取り組む。

29年3月に「改正道路交通法」が施行され認知症の交通事故対策がより厳しくなり、医師の診断の結果、認知症とされると免許取消が停止になる。運転免許証の自主返納者及び認知症の診断判定者の方が外出、買物、病院等へ行く交通手段として、ハイヤー券配布等の交通支援制度の実現を求める。

着手しており、町民に対する調査も計画している。運転免許証の自主返納者や更新で取消された方を含め、町全体でしっかりと支援ができるように取り組む。



問 公園等の機能改善と大幅な見直しについて
答 施設の統廃合を進める

問 公園について公共施設総合管理計画の方針は決定している

のか。「森の公園」は年間約170万円の予算を計上しているが、利用者はいないので廃止にすること。「桜ヶ丘森林公園」は10年間平均で約200万円赤字であるので、補助金の制限が解除される平成32年8月で廃止すること。道の駅第3駐車場向いの緑化推進事業の植樹後は10年以上も整備されず荒れた状況にあるので早急に対処すること。観光客や町民の方の利用が少ないところの公園は廃止して、その浮いた予算を道の駅をメインに「湯の島公園」「水郷公園」を中心とした魅力ある施設づくりに向けるべきではないかと考える。

答 町長答弁
必要な施設は集中投資し、利用の少ない施設や老朽化が著しい施設は統廃合を進める。

来年度に向けては、緑地や各施設の付帯施設において、維持管理作業の一元化も検討する。



利用者の多い施設への集中的な投資を

問 在宅福祉移送サービス事業等の検証と実行について
答 町と社協は連携して取り組む

問 町から社会福祉協議会に平成29年度で約3千万円の補助金を出し、この補助金の中から在宅福祉サービス事業が実施されている。「ひとり暮らし高齢者訪問サービス」は、社協で実施し釧路ヤクルト(株)に委託、対象者である70歳以上の方の居宅に週3回ヤクルトを持参して訪問し、直接手渡す中での会話を通じ孤独感の解消、体調や安全の確認を目的としている。また、「移送サービス事業」の対象者は、一般乗用車や公共交通機関の利用が困難な方、かつ65歳以上の高齢者で疾病や

加齢により身体機能が低下した方となっている。
各事業ごとに規則が定められているが、その適用・運用について適正に実施されているか伺う。

問 町道の管理体制について
答 年次計画を立て、実施する

問 町道である館書店から近藤建設計画の間は、踏切、カーブ、信号機、勾配と複雑な道路構造が介在し、交通量の多い路線のため、舗装の劣化が進行し、大小20箇所以上の縦横の「ひび割れ」が発生しているため、車の通過振動により家が揺れることがあるので、舗装全体を厚く補修すべきではないか。

答 副町長答弁
町から社会福祉協議会に補助金を出して、移管している事業であるが、再度しっかりと規則等を再確認し、サービスが必要とされる方にスムーズなサービス提供ができるように連携して取り組む。

「雨水マス」が24箇所連続で詰まって

いるため排水不良であるので、早期の除去を求める。
答 副町長答弁
舗装の「ひび割れ」区間については、国の交付金等を活用しながら年次計画を策定して実施する。「雨水マス」の排水不良については、大雨等による二次被害が起きないように早急な対応をする。



武山 秀樹 議員
一般質問

問 人口減少と弟子屈人口ビジョンの将来像について
答 人口減少のスピードを緩やかにするために戦略的取り組みを推進する

問 弟子屈町は少子高齢などで人口減少が進んでいるのは周知の事実である。町は「平成27年度人口ビジョン」を発表しているが、現状として人口減少傾向をどのように捉えているのか。また、この2年間に若年層の流入、定住者の促進、移住者の方々の公共サービス、福祉など取り組みについて伺う。今後、人口減少が進んだ場合、どのようにコンパクトな町づくりを行うのか、考えを伺う。

答 町長答弁
乳児養育手当の拡充や高校生までの医療費無償化、保育料半額助成、不妊治療への助成など、安心して暮らせる環境整備も推進してきた。また、移住者の方々が自然豊かな郊外に居住することで行政経費が高まることも予想されることから、移住者等の町な居住を推進するなど方針転換の必要性を感じている。自然環境の適正な保護と活用のゾーニング(各区域を用途別に区画すること)を定めた「土地利用計画」に基づいたルールの構築と子供にも高齢者にも優しい、機能的でコンパクトな市街地整備を進める必要があると思う。



まちづくりの基本となる総合計画

今後人口減少を最小限に抑えるため、町民にとって真に必要な事業を常に検討して、メリハリの取った取り組みを進めたい。

議長会関係

- 6月13～14日 北海道町村議会議長会第68回定期総会(札幌市)
- 7月3～5日 北海道町村議会議員研修会(札幌市)
- 8月7日 釧路町村議会議長会8月定例会(浜中町)

委員会関係

- 6月27日 議会広報編集特別委員会
- 7月11日 議会改革等調査特別委員会
全員協議会
議会広報編集特別委員会
- 8月21～23日 議会広報研修会(札幌市)
- 8月29日 議会運営委員会

一部事務組合関係

- 6月15日 平成29年第2回釧路北部消防事務組合議会臨時会
- 7月10日 平成29年第2回釧路公立大学事務組合議会臨時会
- 8月9日 平成29年第2回釧路北部消防事務組合議会定例会
- 8月28日 平成29年第2回川上郡衛生処理組合議会定例会

その他

- 6月11～12日 札幌弟子屈会第59回総会(札幌市)
- 6月17日 釧路川総合水防演習・広域連携防災訓練(標茶町)
- 6月20日 全国高等学校観光選手権大会校内選考会(弟子屈高校)
- 6月25日 第29回援農の碑記念式
- 7月1日 宇津木妙子氏(元全日本女子ソフトボール代表監督)との交歓会
- 7月12日 「弟子屈高校の教育を支える会」総会
- 7月18日 札幌・大くしろ会(札幌市)
- 7月18～20日 平成30年度開発予算に係る中央要望(札幌市・東京都)
- 7月21日 新党大地「大地塾例会」
- 7月23日 釧路駐屯地記念行事(釧路町)
- 7月25日 弟子屈町戦没者追悼式
- 7月28日 弟子屈消防庁舎落成記念式典
- 8月24日 第69回北海道消防大会歓迎交流会
- 8月25日 第69回北海道消防大会
- 8月30日 東京国際大学駅伝部との交歓会
- 9月5日 元厚岸町長菅原邦夫氏厚岸町葬
- 9月6日 元町議会議長樋川清七氏高齢者叙勲(旭日単光章)伝達式

議会の動き(6月6日～9月7日)



三上 務 議員

一般質問

問 「ヘルプカード」の導入について

問 「ヘルプカード」とは、障がい者や妊婦など困った場面で周囲の手助けを必要とする人が携帯し、外出時や災害時などに緊急

連絡先や必要な支援内容を伝えるのに役立つ。ヘルプカードには、氏名・連絡先・障がいや病名・血液型など、また耳が不自由な方には手話か筆談などが記載されている。当町の状況に合わせたヘルプカードの導入はどうか。

答 町長答弁

「ヘルプカード」は近年、都道府県単位では半数の自治体が導入している。障がい者や声を出せない手助けを必要とする方と、それをできる方をつなぐのがヘルプカードであり、カードを見れば必要な支援内容がわかり対応できる。今年度中に道が主体となって、全道的にヘルプカードの実施を検討していることもあり、本町も道と一体となって取り組んでいく。



北海道が配布するヘルプカード

問 交通弱者の移動手段について

問 本町では車の運転が困難な高齢の方や障がいをお持ちの方、また重篤な病を抱えている方など移動手段を持たない交通弱者の方々の現状をどう把握し、どのように対応されているのか。また夜間時の交通手段はどうか。

答 町長答弁

現在、本町では保健師や民生委員の個別訪問により公共交通が利用できない、また自家用車を持たない障がいのある方や高齢者の世帯を

把握し、福祉協議会と連携を取り、移送サービスなどの対応をしている。今年度から町内の公共交通の見直し作業に取り組み、町全体の公共交通ネットワークの再構築を図りながら、交通困難者にもしっかりとした支援をしていく。

なお、夜間時の交通手段については、現状では対応が困難であるが、ご親類や近隣地域の協力をお願いしたい。今後とも町の交通体系を見直し対応していく。

問 デマンド型乗合タクシーの導入について

問 デマンド型乗合タクシーとは、ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービスのことである。高齢化が進む本町にあって、デマンド型乗合タクシーの導入についてはどうか。

答 町長答弁

人口減少や高齢化が進む地域では、路線バスの維持が困難となっていくが、デマンド型乗合タクシーは運行形態が柔軟で効率的な運営の可能性もあり、新たな交通モードとして注目している。道内では35の市町村が導入している。すでに導入している先進市町村をよく調査しながら公共交通ネットワークの構築に取り組んでいきたい。